

第5回出雲市新たな観光財源検討委員会

1. 開催日時 令和8年7月2日（木） 14時00分～15時20分

2. 開催場所 出雲市役所3F 庁議室

3. 出席者

（委員）

委員長	奥谷 健	（広島修道大学 法学部長）
副委員長	高橋 研	（平田地区自治協会 会長）
委員	飯塚 有依	（東横INN出雲市駅前 支配人）
	石飛 成夏	（有）小田温泉 女将
	坂本 水穂子	（株）出西窯 取締役
	武志 俊太郎	（島根県旅館ホテル生活衛生同業組合 副理事長）
	田邊 達也	（（一社）出雲観光協会 会長）
	中村 真実子	（山陰合同銀行 取締役監査等委員）
	福間 正純	（出雲市商工団体協議会 会長）
	森山 勲	（出雲一畑交通（株） 常務執行役員）

（10名）

（事務局）

三成 敏幸	（出雲市観光交流部長）
岩崎 和人	（出雲市観光交流部次長兼観光課長）
田中 寛	（出雲市観光交流部付課長（（一社）出雲観光協会駐在））
原 哲也	（出雲市観光交流部インバウンド推進課長）
嶋木 淳	（出雲市観光交流部観光課長補佐）
原 育也	（出雲市観光交流部観光課係長）
高橋 達充	（出雲市観光交流部観光課副主任）
田中 賢一	（出雲市財政部長）
西山 俊博	（出雲市財政部市民税課長）
福間 淳子	（出雲市財政部市民税課長補佐）
福江 加奈子	（出雲市財政部市民税主幹）

4. 会議内容

（事務局）

ただいまから第5回出雲市新たな観光財源検討委員会を始めさせていただきます。

議事に入るまで進行を務めます。どうぞよろしくお願いします。

本日は第5回の新たな観光財源検討委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、昨年7月の第1回の検討委員会以降、委員のみなさまには熱心に活発な議論をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。

さて、これまで本委員会では持続的な観光振興を進めていくための新たな財源確保の必要性や必要となる財政需要額、さらには宿泊税を主軸とする観光財源の選定や課税要件の考え方等について様々な視点からご検討いただいていたと思います。本日の委員会では、先般実施をいたしました宿泊事業者への第2回目のアンケート結果も踏まえながら答申書の素案についてご審議をいただきたいと思いますと思っております。

委員のみなさまには、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきますよう、お願いを申し上げますとともに、本委員会としての答申をまとめていただきたいと思いますと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、委員長にご挨拶をお願いいたします。

(委員長)

みなさま、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。この委員会としては前回までのところで、宿泊事業者にとって可能な限りシンプルで負担の少ない制度を目指すとして、課税免除を客観的にわかりやすい項目に限定すべきであるとか、免税点についてもなるべく簡素なカタチとするとか、先行実施している近隣自治体の状況を考慮しながら制度のあり方を考えるべきであるとか、税額を定額制にすべきであるとか、免税点を設定し課税免除は修学旅行に限定したほうがよいのではないかといった点についてご検討いただいたところです。

それをより深めるために、第2回のアンケートを実施していただきました。本日はそのアンケートを踏まえて、さらに具体的なところまで議論をし、答申に結びつけていきたいと思っておりますので、熱心なご議論をいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。本日は委員10名のところ、みなさまご出席いただいております。会議を開催できることをご報告申し上げます。

会議に入る前に、お配りしております配布資料を確認させていただきます。次第・委員名簿・席次表・資料1・資料2をお配りしています。

事務局のほう、4月の人事異動により半分以上変更がございましたが、時間の都合により名簿にてご紹介させていただきます。

なお、本日の会議は原則公開で開催し、資料及び議事録は会議終了後、市のホームページ等に掲載しますので、予めご承知おき願います。それでは、議事に移らせていただきます。これからの進行は委員長をお願いいたします。

(委員長)

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事1「宿泊事業者への第2回アンケートの回答結果について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第2回アンケート結果について説明いたします。

今回のアンケートは4月13日から5月15日の約1か月間で実施いたしました。発送は各施設宛に127件行いました。回答いただいた施設数は91件、回答率は71.7%でした。この中には経営者が同じため複数の施設を一括で回答されたものも含まれております。

今回は回答期限までに未回答だった施設に対しても再度回答のお願いを行い、期限後に回答されたものも含めた最終的な件数で報告書をまとめています。

それでは、資料1をご覧ください。質問1は宿泊税の算出方式による負担や課題についてです。

(1) では、一律定額制とした場合の課題をきいています。複数回答のため、割合の合計は100%になりませんが、58.2%の施設が一律定額制に「課題はない・大きな問題なし」と回答しています。「大きな問題はない」と回答した施設においても複数回答で事務処理が難しいなどの課題を選択されていました。

「(2) 段階的定額制の場合」についてです。過半数の施設が事務処理が難しいと回答されています。一方で、「課題なし・大きな問題なし」と回答した施設は26.4%にとどまりました。段階制はほぼすべての項目で一律定額制より課題がある割合が高い結果となっています。

(3) では、段階を設けることについての課題をきいています。62.6%が「一律制がよい」と回答し、「どちらでもよい」を合わせると90.1%が一律定額制を支持しています。

段階を設けないほうがよいとした理由は記載のとおりとなっています。

(4) では、各施設の宿泊料金の中心価格帯についてきいています。これは中心価格帯によって一律制と段階制の支持に偏りが出ていることを想定した質問でした。結論からいえば、どの価格帯においても「一律定額制」または「どちらでもよい」が大多数でした。少数ですが、低価格帯の施設から負担の公平性を求め、段階制を支持する意見もありました。

質問2、免税点を5,000円と仮定した場合の課題についてです。「特に課題はない」と回答した割合は65.9%、「課題がある」とした割合は33%でした。課題の内容は複数回答でしたが、「事務処理が難しくなる」ことをあげる施設がもっとも多く、次いで「税額が異なることをお客様に説明すること」となっていました。事務処理については、質問1においても課題として挙げる施設が多く、今後の制度設計や市からの事業者への実務の説明における課題だと認識しております。

質問1(4)の中心価格帯については、通常期の素泊まり料金が5,000円未満の施設は17施設で19.3%、繁忙期では7施設で8.1%でした。

質問3「課税免除について」です。課税免除の導入について「課題なし」とした施設の割合は80.5%、修学旅行に限定するとその割合は89.7%でした。入湯税特別徴収義務者からは、「宿泊税のみ修学旅行に限定するのはどうか」といった要件の違いに言及するコメントも記載されていました。

質問4「経理方法について」です。宿泊税を導入することとなった場合の経理方法について、現在使用しているパソコン等を使用するとの回答が44%、現在使用しているシステム

の改修等に対応するとの回答が 38.5%でした。複数選択可としたため、それぞれ併用するということだと思いますが、手書き帳簿を使用するとの回答も 34.1%と想定より多くありました。一方で、新たにシステムや機器を購入するといった回答はあまりありませんでした。今回の結果は今後実際に宿泊税の導入が決定した場合に必要な事業者の事務負担軽減措置を検討する際の参考とします。

質問 5「事務負担軽減措置について」です。事務負担軽減措置においてもっとも割合が大きかったものは事務の簡略化で 69.2%でした。次いで、申告書の提出や納入の電子化が 33%となっています。実際に導入することとなった場合には、こうした声にできるだけ配慮した制度となるよう検討したいと思っています。また、「事務負担に対する補助金」との回答が 30.8%、システム改修に対する補助が 23.1%でした。

質問 6「宿泊税の納税義務者（宿泊客）への周知について」です。様々なメディアを通じた周知に加え、OTA に対し市から情報提供することやトラブル発生時の窓口を明確化することなどについての意見もありました。また、外国人宿泊者への周知に対する要望も複数ありました。

質問 7「宿泊税の制度設計に対するご意見・ご要望」です。様々な意見が寄せられましたが、宿泊税の制度に対する意見と宿泊税の使途に対する要望に大別できました。宿泊税の制度に対する意見では、「本検討委員会開始後も次々と導入自治体が増えている状況にあり、クレームなどはないと思う」「導入後しばらくはスタッフの負担も大きいですが、慣れれば問題ないと思う」といった肯定的な意見がありました。その一方、クレームを受けた場合の対応についてや宿泊税を施設が徴収しなければならないことに対する負担感についてなど、率直な意見も寄せられました。また、使途については前回アンケートや宿泊事業者説明会と同様に「使途を明確にしてほしい」「宿泊税を導入した成果を具体的に示してほしい」「宿泊施設や観光客に還元してほしい」といった意見が多く寄せられました。宿泊税自体に一部反対の意見や宿泊税導入による成果を期待する声もありました。

以上がアンケートの結果となります。

（委員長）

ありがとうございました。「宿泊事業者への第 2 回アンケートの回答結果について」ご説明いただきました。委員のみなさまからこちらの資料等につきましてご質問やご意見はございますか。

（A 委員）

アンケートの結果を受けて、最終的に答申になろうかと思いますが、気になるのが質問 2 の免税点についてです。「課題がある」という回答のパーセンテージがほかの質問の「課題がある」というパーセンテージよりもかなり多い気がしています。前回の委員会で免税点を近隣自治体と同程度の 5,000 円とするという方針がでておりますが、アンケートの結果をみますと再検討すべきではないかと私は思います。宿泊税に関しては宿泊施設の事務をシンプルにしようというのが重要なところだと思いますので。それと 5,000 円未満の宿泊料金を設

定している施設の回答数も載っていますが、実際に出雲市に泊っている方の中で宿泊料金 5,000 円未満のお客様がどれだけいらっしゃるのでしょうか。「課題がある」とおっしゃった施設は、自分たちの施設の事務が煩雑になるという意味だったかもしれませんが、全体的にみて 5,000 円未満の宿泊料金の方がある程度いらっしゃるということですと、宿泊税の税収自体も少なくなると思います。免税点については再検討してほしいなと考えております。

(委員長)

ありがとうございました。ただいまのご意見の中にありました 5,000 円未満の宿泊者数について事務局のほうでご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、その点につきまして補足資料をご用意しておりますので、ご覧いただければと思います。

この補足資料が第 2 回アンケートの宿泊料金の設問への回答に基づいて価格帯ごとに回答のあった宿泊施設の宿泊者数を足し上げていった表になります。一部、観光動態調査にご協力いただけていない施設もございますので、そちらについては宿泊者数を把握できず、ここに含まれておりませんが、大半はカバーできているというところです。

こちらの表の通常期のほうをご覧ください。5,000 円未満の宿泊料金で宿泊されている宿泊者数ですが、合計しても 2%に満たないということになっております。

あわせて段階制の議論にも関わると思いますので、宿泊料金が高いほうについてもご説明させていただきます。通常期で見ますと、35,000 円以上の宿泊者数は 0.6%ということで極めて低くなっています。これに対して、繁忙期になりますと 24.72%でして、ダイナミックプライシングを取り入れている宿泊施設が多いからだと思われますが、そうした数字になっています。

これに基づいて第 1 回のアンケートののちにお示しした歳入見込の表を修正したものを作成しています。これをみますと、第 1 回のアンケートに依拠したときは、免税点未満になると思われた宿泊者数が 12%でしたので宿泊税の税収を 1 億 7,600 万円と見込んでいました。これに対して今回の結果に基づき、免税点未満を 2%として計算しますと、1 億 9,600 万円は税収があるように思われます。

ただ、第 2 回のアンケートは、第 1 回のアンケートと質問の仕方が異なっております。第 1 回のときには「宿泊料金の最低価格がいくらか」を聞いていましたが、今回は「通常期の料金がいくらか」という聞き方をしています。そうすると、実際には免税点未満になる数が 2%よりは上振れるのではないかと考えております。しかし、そうであっても当初の想定 12%と比べれば税収減は少ないのではないかと考えられます。

(委員長)

ありがとうございます。税収減は宿泊者数ベースで見るとかなり減ってくるのではないかとということを補足していただきました。とはいえ、「課題がある」と答えられている施設も

ございました。そのあたりについてご意見等ございますでしょうか。

(事務局)

アンケートで「課題がある」とお答えいただいたのは、33%で約3分の1となっていますが、いままでなかった事務処理をしていただくことがあるため、ある程度こういった数字になることはやむをえないのかなと思っています。対応としては、なるべく事務手間がかからないような徴収方法であるとか、事務負担の軽減につながるようなシステム改修の補助などを考えていきながら宿泊事業者からご理解を得ていきたいと思っています。

(委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

確認ですが、事務局としてはアンケート結果の2ページに通常期の宿泊料金で5,000円未満となる施設が19.3%となるものの、実際の宿泊者数としてはそれほどではないという見込みを立てられているということですね。

【事務局同意】

(委員長)

ありがとうございました。この点について、そのほかにご意見はいかがでしょうか。

(B 委員)

免税点についてですが、「課題がある」とされている30施設は、「5,000円を境にして上下する可能性があるから事務手間が増える」という点を課題として想定をしていらっしゃるのでしょうか。それとも、もっと価格帯の高い宿泊施設であっても、ほかの宿泊施設のことも鑑みて、事務処理が増えてしまうのではないかと懸念されているのでしょうか。そのあたりについて何か情報がございますでしょうか。

(事務局)

価格帯が変動することにより、実際に課税、免税が混じることで手間が増えることを懸念されている事業者さんかどうかというところまでは、データを持ち合わせておりません。

(B 委員)

わかりました。ありがとうございます。

別の観点で、先行自治体の中で免税点を設定していない自治体さんと免税点を設定している自治体さんでは何か違いがあるのかという点が気になったのですが、その点はいかがでしょう。

(事務局)

免税点を設定している松江市におたずねしたところでは、免税点が設定されたことによる混乱や苦情はあがってきていないということをお聞きしております。

(B 委員)

そうしますと、免税点が設定されていても、事務的な混乱がみられているという事業者さんのお話はいまのところ聞いていないということですね。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。ほかに、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

(C 委員)

先ほどの事務処理について、実際導入することになったら、どのようにしているかという実態の把握もしていただきたいと思います。われわれ宿泊事業者からすると、宿泊事業者がどのように宿泊税を徴収して処理をしているか、その事務負担がどのくらいになるのかということを知っていただきたいなと思います。他の店舗から話を聞きますが、最初のころはやはり混乱するようです。事務処理というものはだいたいそうで、慣れていけばルーティン化されてスムーズにいくとは思いますが、新しいことをはじめるというのは労力がいります。スムーズに宿泊事業者が対応するためにも、現場でのクレームが少なくなるように導入する段階での周知をしっかりといただければうれしいかなと思います。

(委員長)

ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。

導入の最初のところでは、やはり混乱があるかもしれません。アンケートの中にもありましたが、一棟貸しで人数によって価格が異なるという状況になってきたときに、その対応には課題があるかもしれないと推測できます。そのあたりが、アンケートの「税額が異なることへの説明」といったところに結びついているように思います。免税点を導入するのであれば、そのあたりの実態を踏まえての周知もしっかりとしていく必要があるのだと思います。

それでは、免税点についてほかに意見がないようでしたら、その他の点についていかがでしょうか。

質問3の課税免除について、「課題がある」ことの理由として「修学旅行かそれ以外かがわからないので、修学旅行のみにしてほしい」とか「スポーツ大会等の学校行事は入湯税では免除になっているので、宿泊税では修学旅行に限定するのはどうか」というご指摘がありますが、この委員会としては入湯税のほうを検討していただきたいということを前回確認させていただいております。この委員会としては、そういった方向で意見をまとめたいと思います。

ほかに課税免除など、その他のところでご意見がございますでしょうか。

特にないようですと、先ほどの免税点について、「再検討すべき」という意見もいただきましたが、ここまでの議論と前回までの意見に基づきまして、導入の方向で意見をまとめさ

せていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員から異議なし】

（委員長）

では、まずアンケート結果については以上とさせていただきたいと思います。ご意見いただき、ありがとうございました。

それでは、議事2に移らせていただきます。答申は、報告書の概要を記載した答申書に報告書を添えて行います。本日は、より詳しい記載をしている報告書（素案）を用いて検討させていただきます。

これについて事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料2の報告書（素案）第3～第6まで説明させていただきます。

まずはじめに、6ページの第3「出雲市における観光の現状」でございます。こちらは第1回の検討委員会の中で観光基本計画を用いて説明させていただいております。この部分は、特に委員会で見解を示す部分ではありませんので、第1回の資料をそのまま掲載しております。

11ページの第4に移ります。こちらと同じくでございます。

12ページの第5についてです。こちらは第2回の検討委員会で扱った財政需要額についてでございます。第1回の検討委員会で新たな観光財源の必要性について議論をいただいているところですが、具体的に何のために使うのか、そのためにいくら必要なのかを検討していただいて、新たな財源を充当する事業としては観光基本計画に基づいて実施される新規事業（既存事業の拡充も含む）を中心に充当することが妥当であり、そのためにはおおむね毎年度2億3,000万円の財政需要額が必要であると整理しています。

続いて、15ページの第6についてでございます。こちらと同じく第2回の検討委員会で扱った内容となっています。先ほどの財政需要額2億3,000万円を安定的に満たすためにどのような財源を導入すべきかについて検討しております。記載のとおり、地方税や分担金・負担金、協力金・寄附金などさまざまな選択肢がある中で、委員会として検討した結論部分が20ページの第4節になります。主要な財源として妥当なものは、地方税のうち法定外目的税である宿泊税。補完する財源としては、市営駐車場の有料化及び料金改定を検討すべきである。その他として、協力金・寄附金の活用についても検討すべきであるとしております。

（委員長）

はい、ありがとうございます。

まず報告書の素案について、6ページの第3から20ページの第6まで説明いただきました。こちらにつきましては、基本的にこれまでの委員会で資料として出されているものをまとめたものとなりますが、何かご意見・ご質問などございますでしょうか。

2億3,000万円というのはこの委員会で決定するものではないということだけ、念のため確認させてください。ここはあくまでも市がこういった事業をするためにいくら必要だということを目途として立てられたものであって、委員会で検討した結果、そういう結論を出したものではありません。この点をもう一度確認させていただければと思います。

それから、20ページの基本的な考え方を記載していただいております。本委員会では安定的な財源ということで宿泊税を主軸としつつも、そのほかに駐車場の有料化や協力金・寄附金の活用についても検討すべきであるとして意見を申し上げるということによろしいでしょうか。

【委員から異議なし】

(委員長)

20ページの下段の「駐車場の財源化に係る検討」についても記載のとおりでよいですね。

市営駐車場について、上限額見直し等の料金改定や有料化の検討を行うべきだという意見をまとめさせていただきますが、よろしいでしょうか。

【委員から異議なし】

(委員長)

ありがとうございます。

それでは、続いて21ページからの第7「宿泊税に係る検討」について事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

第7「宿泊税に係る検討」以降をご説明させていただきます。

「(1) 導入目的」についてです。第2回検討委員会でご説明しましたとおり、新たな観光財源の柱である宿泊税は、出雲市観光基本計画を推進するための安定的な財源確保のためです。そこから導入目的(案)を「出雲市が未来に向かって、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりを戦略的かつ持続的に推進していくための財源を確保するため」と記載しています。

次に「(2) 使途」についてです。第2回検討委員会で、新たな観光財源に係る財政需要額及び使途についてご検討いただきました。検討した内容を踏まえて、「基本計画に基づいて実施される新規事業(既存事業の拡充を含む)の経費を中心に充当することが妥当である」としました。

次に「2 事業者の実態把握と意見聴取」です。こちらには、検討に際し、事業者の意見をどのように聴取したのかについてまとめております。本報告書の巻末に参考資料として第1回・第2回アンケートの結果の抜粋を添付したいと考えております。

続いて22ページ「3 課税要件の検討」をご覧ください。課税要件の検討は、まず第3

回・第4回の検討委員会でご説明を行った先行自治体の状況について、①課税客体、②納税義務者・徴収方法、③課税標準・税率、④免税点、⑤課税免除にまとめて記載しています。

24 ページ中段からが「(2) 出雲市における宿泊税の課税要件の考え方」です。宿泊税を先行導入した隣接自治体との整合性を図ること、宿泊事業者にとって可能な限り事務負担の少ない制度とすること、宿泊者・宿泊事業者ともに理解しやすい簡素な制度とすることなどを基本的な考え方として冒頭に記載しています。

また、アンケートや説明会で意見の寄せられていた入湯税との整合性を図ってほしいという声も記載しています。

課税客体以降の内容は、先ほどご説明したアンケートの結果やこれまでの検討委員会でのご意見などを踏まえて、事務局の案を記載しております。結論が出ていない部分についても記載しておりますので、本日はこの部分を中心にご検討いただき、ご意見を反映させた内容としてまいりたいと思っております。

では、「①課税客体」です。市内に所在する宿泊施設における宿泊行為とする。ただし、第4回検討委員会でもご意見をいただいた乳幼児の宿泊や日をまたがない利用について、宿泊事業者に混乱が生じないように配慮されたいと記載しました。

「②納税義務者・徴収方法」です。納税義務者は宿泊者、徴収方法は宿泊事業者による特別徴収とする。

「③課税標準・課税方式」です。「課税標準は宿泊数、課税方式は一律制を提案する」としました。課税標準を宿泊数とすることは第4回検討委員会で決定していただいたと思っておりますが、一律制か段階制かについては今回のアンケートを待つこととなっております。アンケート結果によれば90.1%の施設が一律制に異論のなかったことから「課税方式は一律制を提案する」と記載しました。

「④税率及び免税点」です。「税率及び免税点は、近隣自治体と同額程度とすることが望ましい」としています。アンケートでは、税率は松江市と同額の200円と仮定しています。事務局としては200円を提示したアンケートで特に大きな異論がなかったことから松江市と同額を考えておりますが、前回の検討委員会では宿泊税の具体的な税率や免税点の金額については市にゆだねることとなっておりますので、金額を明記せず、このような表現になっています。

次に、免税点についてです。免税点を5,000円と仮定した場合については先ほどご説明した通り、65.9%の施設に「課題はない」と回答をいただいております。先ほどA委員からご指摘のあったように33%から「課題がある」とご回答をいただいておりますが、安価な宿泊を選ばれる方への配慮として必要としていました。こうした安価な施設に宿泊される場合は、宿泊料金に対する税の負担が大きくなってしまいます。アンケートによれば、通常期の価格を3,000円未満とする回答が2.3%、4,000円未満だと3.4%、5,000円未満だと19.3%となります。免税点をいくらにするのかという課題がありますが、事務局としては松江市とできるだけ同じ条件であるほうが混乱を避けつつ導入できるのではないかと考えております。そこで、「免税点は、安価な宿泊者に対する一定程度の配慮や隣接自治体とのバランスを考慮し、設定することが望ましい」と記載しています。本日の検討を受けて、記載内容を修正

いたしますので、ご検討をお願いいたします。

「⑤課税免除」です。「課税免除対象は修学旅行に限定することを提案する」としてあります。課税免除対象を「修学旅行に限定した場合に課題がある」とした施設が10%程度であり、おおむね理解を得られたものと考えております。一方で、アンケートのその他欄や宿泊事業者説明会などでも入湯税の課税免除要件との違いを指摘するご意見をいただいております。入湯税と宿泊税で課税免除対象が異なれば、入湯税対象施設にとって事務がさらに煩雑になることが想定されます。そこで、「入湯税の課税免除対象を可能な限り宿泊税にそろえる方向で調整されることが望ましい」という表現を加えさせていただきました。

次に、「4 特別徴収義務者の負担軽減について」です。本委員会では諮問事項が財源の検討であるため、特別徴収義務者の具体的な負担軽減策までは検討していません。しかしながら、アンケートでは事業者の意見を聞いておりますので、宿泊事業者の負担軽減についても言及しています。

続いて、「5 活用実績の周知」です。アンケートや説明会の場で、たびたび宿泊事業者から使途について公表するよう求められています。これは宿泊事業者や宿泊者にとってわかりやすく、具体的に活用実績を示してほしいという意味だと考えております。そこで、「活用実績を適宜周知することで、透明性の向上を図り、納税義務者等利害関係人に対する説明責任を果たすことを求める」と記載しております。

「6 制度の検証」です。第2回検討委員会でもご説明しました通り、総務省通知によれば、法定外目的税の導入にあたっては一定の課税を行う期間を設けることが適当であるとされています。前回の検討委員会でも委員のみなさまから、近年物価上昇傾向にあることを考慮すると一律制でよいのか、あるいは、税率や免税点の額が適切かなどのご意見をいただいたところです。そこで、制度の検証については「社会情勢の変化や財政需要額、納税者の負担等を勘案し、制度開始後、適切な時期に検証を行うことを求める」と記載しました。

「7 宿泊税の導入時期」です。「宿泊税の導入については、宿泊事業者の事務負担に十分配慮しつつ、必要な手続きを経た上で、速やかに決定することが望ましい」としました。また、「徴収開始までに十分な周知を図ることを求める」の1文を加え、宿泊事業者や宿泊者への配慮を求めました。

宿泊税についての説明は以上です。よろしくご検討ください。

(委員長)

ありがとうございます。素案の21ページからの内容を説明いただきました。

主軸となる宿泊税についてですので、項目ごとに確認させていただきたいと思います。

まず、「宿泊税の導入目的及び使途」です。導入目的は、「出雲市が未来に向かって、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりを戦略的かつ持続的に推進していくための財源を確保するため」というかたちで意見をとりまとめさせていただきたいと思います。

こちらについて、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

【委員から異議なし】

(委員長)

では、このようにさせていただきます。

続いて、宿泊税の使途についても明確にしておく必要があると思います。その提案内容としては「基本計画に基づいて実施される新規事業（既存事業の拡充分を含む）の経費を中心に充当することが妥当である」という形でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員から異議なし】

(委員長)

ありがとうございます。

続いて、「2 事業者の実態把握と意見聴取」ということで、この間に行ったアンケートについてです。この点について、お気づきの点はございますでしょうか。

【委員から意見・異議なし】

(委員長)

続きまして、22 ページからの「課税要件の検討」になります。「先行導入自治体の状況」はこれまでの委員会の資料ですので、ご確認をいただければと思いますが、お気づきの点がございますでしょうか。

【委員から意見・異議なし】

(委員長)

では、23 ページにまいります。「①課税客体」です。「すべての自治体において課税客体は、宿泊施設における宿泊行為となっている。対象とする施設は、旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）となっている。ただし、東京都については、簡易宿所及び民泊を対象としていない。また、対象とする宿泊行為は、宿泊料を受けて施設に寝具を使用して人を宿泊させる事業となっている」ということです。こちらもご確認をいただければよいかと思います。

「すべての自治体」というのは、「導入されているすべての自治体」へと文言を修正したほうがよいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員から異議なし・事務局から意見なし】

(委員長)

続いて、「②納税義務者・徴収方法」です。「納税義務者は宿泊者、宿泊事業者を特別徴収

義務者とする特別徴収となっている。」これについても、この間に確認いただいた内容かと思えます。

「③課税標準・税率」です。「倶知安町を除くすべての自治体が宿泊回数（宿泊数）を課税標準としている。税率は、課税標準を宿泊料金とする倶知安町を除く 42 自治体で、一律定額制が 21 自治体、段階的定額制が 21 自治体となっていた。税率水準も 50 円から 3,000 円まで多様である。」こちらをご確認いただければと思います。

「④免税点」です。①との文言の統一をお願いしたいと思います。「先行導入している」や「導入されているすべての」など表現にブレがあるため、文言をご確認ください。「43 自治体のうち、11 自治体は免税点を設定しており、32 自治体は設定していない。免税点を設定している自治体においては、免税点を 5,000 円～10,000 円の範囲でそれぞれ設定している」ということになります。

「⑤課税免除」です。「先行導入自治体のうち、8 自治体は課税免除規定が存在せず、35 自治体が課税免除規定を設けており、小学校・中学校・高等学校の修学旅行については、35 自治体すべてで課税免除としている」ということになります。「そのほか少数ではあるが、大学や認定こども園・保育園などの教育活動、スポーツ大会等での宿泊者も課税免除とする自治体が存在している。なお、出雲市の入湯税では、修学旅行に加え、12 歳未満の児童及び体育大会その他学校教育上の行事で宿泊する場合を課税免除としている（出雲市税条例第 118 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）。」

こういう状況についてご確認いただいたうえで、具体的に出雲市における宿泊税の課税要件の考え方についてみなさまからご意見を頂戴したいと思います。

「本委員会では、委員から、宿泊税を先行導入した隣接自治体との整合性を図ること、宿泊事業者にとって可能な限り事務負担の少ない制度とすること、宿泊者・宿泊事業者ともに理解しやすい簡素な制度とすることなどが提案された。また、課税免除要件については、アンケートなどで入湯税の特別徴収義務者でもある宿泊事業者から入湯税との整合性を図ってほしい等の意見があった。本委員会はこれらを踏まえ、次のとおり提案する。」

ということで、具体的な内容に入らせていただきます。

「①課税客体」です。「市内に所在する宿泊施設における宿泊行為とする。対象とする施設は、旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）とし、その施設に宿泊料を払い、寝具を使用して宿泊する場合に課税する。」但書きのところで、宿泊行為についてきちんと定義したうえで、「宿泊事業者に混乱が生じないよう配慮されたい」ということを本委員会での意見としたいと思いますが、こちらについてご意見・ご質問はございますか。

【委員から意見なし】

（委員長）

続いて、「②納税義務者・徴収方法」です。「納税義務者は宿泊者、徴収方法は宿泊事業者による特別徴収とする。」これについても前回までにご確認いただいている内容かと思いま

す。

また、「③課税標準・課税方式」につきまして、アンケートを踏まえて事務局からの素案には「一律制を提案する」と提案いただいております。

こちらの段階制と一律制についてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員から意見なし】

（委員長）

では、一律制ということでよろしいでしょうか。

【委員から異議なし】

（委員長）

ありがとうございます。

続いて、「④税率及び免税点」につきまして事務局からの説明にありましたが、前回の委員会におきましては宿泊税の具体的な税率や免税点の金額については市にゆだねるとしていました。先ほどの財政需要額の2億3,000万円と同様に、委員会でも具体的な数字の議論はしないほうがよいのではないかとという部分もございました。この点につきまして、第4回検討委員会後に委員のなかからご意見をいただきました。また、事務局から市長に諮問についての意向を確認いただきました。その結果、検討委員会で金額についても議論し、具体的な提案をしてほしいという意見をいただきました。それにより具体的な金額についても諮問を受けたという認識をもっております。そこで、本日はここから税率・免税点についても金額を含めて、具体的な答申書としてまとめられるような検討をさせていただきたいと思っております。

素案では「税率及び免税点は、隣接自治体と同額程度とすることが望ましい」という書き方になっております。「税率は、隣接自治体と同額の200円であれば、駐車場使用料の料金改定など、その他の手段もあわせることにより、概ね財政需要額を満たすことができる。」この点については、先ほど補足資料によってご説明いただいたものもあろうかと思います。補足資料によれば5,000円未満となる場合が、第2回アンケートベースでは2%程度になるであろうということでした。宿泊者数が100万人となった場合、1人1泊200円であっても2億円近い税収が見込める。その他の駐車場料金等を含めれば、財政需要額を満たすことができる。事務局としてはそのように試算をさせていただいております。

このことを踏まえて、現在、素案では「隣接自治体と同額程度とすることが望ましい」となっておりますが、委員長である私からは具体的に「隣接自治体と同額である200円とすることが望ましい」と金額を提示させていただきたいと思っております。この点について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

【委員から意見・異議なし】

(委員長)

では、隣接自治体と同額の 1 人当たり 200 円とすることが望ましいというかたちに修正していただければと思います。

次です。「また、アンケートによれば、宿泊料金の中心的な価格（税抜き・素泊まり料金）を 5,000 円未満に設定している宿泊施設は、繁忙期で 8.1%、それ以外の通常期で 19.3% である。免税点は、安価な宿泊者に対する一定程度の配慮や隣接自治体とのバランスを考慮し、設定することが望ましい。」これについても、先ほどの補足資料に基づいて考えるのであれば、「バランスを考慮し、5,000 円と設定することが望ましい」というかたちで委員長提案させていただきたいと思います。こちらについてご意見・ご質問はございますでしょうか。

【委員から意見・異議なし】

(委員長)

では、そのようなかたちで修正させていただきたいと思います。

そうしますと、「税率及び免税点は、隣接自治体と同額程度とすることが望ましい」という第 1 文は削除していただいて結構かと思います。そのような修正でよろしいでしょうか。

【委員から異議なし】

(委員長)

ありがとうございます。

では、「⑤課税免除」です。「課税免除対象は修学旅行に限定することを提案する。課税免除に係る事務は、課税免除申請書類の確認等新たな事務負担を求めることになるため、限定すべきだと考える。アンケートでは、課税免除対象を『修学旅行に限定した場合に課題がある』と回答した宿泊施設は、10.3%にとどまった。したがって、教育上の観点から、公益性を有する修学旅行についてのみ課税免除を認めるのが妥当である。一方、入湯税では 12 歳未満の児童及び体育大会その他学校教育上の行事による宿泊者が課税免除対象となっており（出雲市税条例 118 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）、部活動の大会なども含めて幅広く課税が免除されている。宿泊税と入湯税で課税免除対象が異なれば、宿泊事業者の負担が増えるため、入湯税の課税免除対象を可能な限り宿泊税にそろえる方向で調整されることが望ましい。」前回までも宿泊税を限定するのではなく、むしろ入湯税のほうを調整してほしいということをご議論いただいておりますので、それを文章にまとめていただいております。これについて何かご意見・ご質問がございましたでしょうか。

【委員から意見・異議なし】

(委員長)

では、このようなかたちでまとめさせていただきます。

次に、「4 特別徴収義務者の負担軽減について」です。この委員会の検討対象は財源ですが、このように特別徴収義務者の負担を軽減するための取組についての検討も要望として出しておきたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員から異議なし】

（委員長）

ありがとうございます。

26 ページになります。資料 1 ですと 7 ページの中に「宿泊税の使途等について」まとめてありますが、どちらかといえば実際に宿泊税の税収がどう使われているのかということを中心に説明してほしいという要望が出ていると理解しています。そのため、法定外目的税であることから活用実績というかたちで周知することで「透明性の向上を図り、納税義務者等利害関係人に対する説明責任を果たすことを求める」とまとめています。

ここの文言について、宿泊者に負担を求めるという意味では「納税義務者」のほうがより適切かもしれませんが、特別徴収義務者でもよいかもしれません。少し検討の余地がありますが、いずれにしても利害関係人に対してきちんと説明を果たしていくことを要望しておきたいと思います。これについてご意見・ご質問はございますでしょうか。

（D 委員）

すみません。いまさら大変恐縮ですが、宿泊税の税収についての予算と事業計画はどこが組まれるんですか。本会計に入って、全体で使われるものですか。

（事務局）

まず、宿泊税を活用する事業計画につきましては観光交流部で管理していくようになると思います。宿泊税については、税務担当なので財政部で予算をあげていくようになると思います。

（D 委員）

それは市議会にかけるんですか。

（事務局）

予算ですので、市議会にかけます。それから使途等につきましては、都市計画税や入湯税は、決算の資料を市議会に提出するかたちで公表しております。

（D 委員）

ありがとうございます。

(委員長)

ほかにご意見・ご質問はございますでしょうか。

(C 委員)

少し戻るんですが、「⑤課税免除」について「課税免除対象を『修学旅行に限定した場合に課題がある』と回答した宿泊施設は、10.3%にとどまった」とありますが、これは具体的にどんな課題だったのでしょうか。それが知りたかったのですけれど。

(事務局)

「修学旅行であっても観光地に負担をかけているので公平性の観点からとるべきである」といったものや「そもそも修学旅行を受け入れていません」といったもの、「修学旅行に限定してもフロントへの問い合わせはエージェントなどからあるので手間になってしまう」といったものがありました。

(C 委員)

ありがとうございます。10.3%というのが「とどまった」という表現でいいものかということが気になったので、内容もおたずねさせていただきました。

(委員長)

割合でみると10%ですが、アンケートの実数でみると9/87ですので、「とどまった」という言い方はどう評価するかということだと思います。

(D 委員)

そこは委員長にお願いしたいと思います。

(委員長)

いずれにしても「課題がある」ということはいくつかの懸案もあるということだと思います。そのため、そちらも踏まえてということになるかと思います。

ほかにご意見・ご質問はございますでしょうか。

(E 委員)

すみません。非常に細かいことを申し上げますが、「望む」と「求める」という表現が使われていると思います。例えば、活動実績の周知などは、そういう声が上がったからだと思いますが、「果たすことを求める」とあります。これに対して、負担軽減については「望む」とされていますが、アンケートの結果からもいろんなご負担がかかると思いますので、われわれとしては「検討されることを求める」という表現にかえてもらいたいのではないかと思います。そもそも、この使い分けがどのようになされているのかというところもあります。

(委員長)

少し前に戻りますが、「①課税客体」や「②納税義務者・徴収方法」と同じようにするのか、「③課税標準・課税方式」と同じく提案するののかということもあると思います。われわれとしては答申であるということからすると、「提案する」あるいは「求める」というかたちに表記を統一したほうがよいかもしれません。

「本委員会としては、・・・次のとおり提案する」とありますので、提案の内容だとすれば「宿泊行為とする」、「特別徴収とする」、「一律制とする」としてもよいのかもしれませんが。

「隣接自治体と同額の 200 円とする」、「バランスを考慮し、5,000 円と設定する」、「課税免除対象は、修学旅行に限定する」、「入湯税の課税免除対象は可能な限り宿泊税にそろえる方向で調整されることを求める。」

(E 委員)

そこは「望ましい」で。

(委員長)

はい、こちらは「望ましい」ですね。

「負担軽減の取組について検討されることを求める」ですね。活用実績のところは、「説明責任を果たすことを求める。」以上のようなかたちで表現を修正していただければと思います。

続いて、「6 制度の検証」です。こちらは総務省の通知で原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であるとしています。したがって、他自治体では概ね 3 年から 5 年を目途に制度の検証を行っています。

これについて 3 年とか 5 年といった具体的な数字は示しにくいと思います。そのため、「適切な時期に検証を行うことを求める」というかたちでまとめさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員から異議なし】

(委員長)

ありがとうございます。

「7 宿泊税の導入時期」です。「基本計画に基づく観光振興の必要性に鑑み、宿泊税の導入については、宿泊事業者の事務負担に十分配慮しつつ、必要な手続きを経た上で、速やかに決定することが望ましい」とあります。

この点、導入の段階で事務負担に十分配慮した制度のあり方を検討するということなのか、必要な手続き自体が事務負担を考慮することのなかに入るのか。いかがでしょうか。

(F 委員)

このままの表現でよろしいかと思います。

(委員長)

では、「宿泊事業者の事務負担に十分配慮しつつ、必要な手続きを経た上で、速やかに決定することが望ましい」とします。ここは制度設計なので「望ましい」とします。

導入自体を決定した後に、実際の「徴収開始までに十分な周知を図ることを求める」ということでまとめさせていただきます。

では、具体的な数字も含め、素案についてみなさまからご意見をいただきました。ありがとうございました。これでとりまとめをさせていただきたいと思います。

次に、報告書の4ページにあります「報告の概要」について説明をお願いしたいと思います。こちらが市長に提出する答申書と一致するものになるかと思います。あわせて検討したいと思いますので、説明をお願いします。

(事務局)

失礼します。報告書4ページ「第2 報告の概要」について説明させていただきます。こちらがこれまで検討いただいたことをまとめたものになります。

「ア 観光振興のための新たな観光財源の必要性について」は、必要である。

「イ 導入する新たな観光財源」については、主要な財源として、「法定外目的税としての宿泊税の導入が妥当である」、「補完する財源としては、市営駐車場の有料化及び料金改定を検討すべきである」、その他として「寄附金・協力金についても活用を検討されたい。」

「ウ 出雲市における宿泊税の制度概要」についてでございます。

課税客体は市内に所在する宿泊施設における宿泊行為、納税義務者は宿泊者、徴収方法は宿泊事業者による特別徴収、課税標準は宿泊数、課税方式は一律制、税率・免税点は先ほど確認いただいたとおり税率は1人当たり200円・免税点は5,000円となるかと思います。課税免除は修学旅行のみを対象とする、入湯税における対象と可能な限り一致させることが望ましい、宿泊事業者への負担軽減措置について検討する。

「エ 宿泊税の使途」については、「基本計画に基づいて実施される新規事業（既存事業の拡充分を含む）の経費を中心に充当することが妥当である。活用実績を適宜周知し、透明性を確保する必要がある。」

「オ 宿泊税の導入時期」については、「宿泊税の導入については、宿泊事業者の事務負担に十分配慮しつつ、必要な手続きを経た上で、速やかに決定することが望ましい。その上で、徴収開始までに十分な周知を図ることを求める」としております。

委員長からもありましたが、こちらは「新たな観光財源のあり方に関する検討について(答申)」というかたちをとって、報告書を添えて答申いただくようになろうかと思います。

また、報告書について補足になりますが、報告書の27ページ以降では参考として委員名簿等を添付しています。ご一読いただければと思っております。なお、「参考3」としてこれまでの検討の経過をまとめています。最終的な報告書には、本日の第5回の概要を追記することになります。以上が補足となります。

(委員長)

では、「報告の概要」について説明していただきました。

確認させていただきますが、ウの「税率・免税点」の部分だけ、税率は1人当たり200円、免税点は1泊5,000円というかたちで具体的な数字を示させていただきます。

それから、「宿泊税の導入時期」についても「宿泊事業者の事務負担に十分配慮しつつ」というものそのまま、まとめさせていただきます。

こちらについて、ご意見・ご質問などございますでしょうか。

【委員から意見・異議なし】

(委員長)

それでは、答申の素案のほうも同様の修正をお願いさせていただきます。

では、以上で報告書の素案と答申書の素案についてまとめさせていただきます。

ありがとうございました。

お陰様で、本委員会の意見をまとめることができたと思います。今後、文章や体裁などの軽微な修正を行ったうえで、答申書としたいと思いますがよろしいでしょうか。

【委員から意見・異議なし】

(委員長)

事務局からのメールによる確認は行っていただいたうえで提出となりますが、最終校正は委員長一任としていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を終わり、事務局にお返しします。

(事務局)

熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

本日の意見を踏まえ、委員長に最終校正をしていただいた内容により答申書とさせていただきます。

市長への答申の時期につきましては、7月末または8月初めを予定しております。その後の想定する流れについて、簡単に説明させていただきます。

市としては、答申をいただきましたら市議会に報告いたします。また、いただいた答申をもとに、宿泊税の基本的な考え方をまとめ、パブリックコメントを1か月間実施して、様々な意見をいただきたいと思っております。パブリックコメントへの市の回答は、市議会に報告し、ホームページ等で公表することとなります。

ここまでの手続きを経て、宿泊税の条例案を作成して、市議会にお諮りしたいと考えております。そして、市議会の議決をいただけたら、総務大臣の同意を得るための協議を行う予定です。総務大臣の同意後、必要な周知期間を設けたうえで、実施したいと考えていま

す。今後の手続きの状況につきましては、委員の皆様にご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、皆様の委員の任期について、7月末までとして委嘱させていただいております。今後、引き続きメールでの照会等、答申書作成に向けてご尽力いただくことがございますので、任期を1年間延長させていただきたいと思っております。令和9年7月末までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長、議事の進行ありがとうございました。

委員の皆様、改めまして、熱心なご議論をいただき、新たな観光財源確保について方向性をお示しいただいたことに、深く感謝申し上げます。答申の際には、委員の皆様にもお出かけいただくことも考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の会議を終了します。ありがとうございました。